

当医院からのご案内

◆ 療養担当規則等に関する事項

- 当医院は保険医療機関です。

- (1)管理者： 藤池 美保子

- (2)診療に従事する歯科医師：

藤池美保子、園田俊一郎、岩下由樹、後藤晃希、富永さよ、西村佳央理、北城紗和、
鎮守晃、尾崎佳奈、大場智子

- (3)診療日及び診療時間：

	月	火	木	金	土・祝
9:30～13:30	○	○	○	○	○
14:30～18:30	○	○	○	○	
14:30～17:30					○

※日曜日、水曜日：終日休診

※職員研修等のため、上記の場合以外にも臨時休診となる場合があります

- 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用いたしません。

- 患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています。(歯科疾患管理料)

- 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

- 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

- 通院困難な患者さんには、訪問歯科診療を行っています。

- 新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければなりません。
他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。